

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示

平成 2 2 年 (才) 第 1 0 1 9 号
平成 2 2 年 (受) 第 1 2 5 1 号

決 定 日

平成 2 3 年 1 月 2 0 日

裁 判 所

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 長 裁 判 官
裁 判 官
裁 判 官
裁 判 官

宮 川 光 治
金 築 誠 志
横 田 尤 孝
白 木 勇

当 事 者 等

上 告 人 兼 申 立 人 豊 中 市
同 代 表 者 市 長 淺 利 敬 一 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 松 浦 武 ほか
被 上 告 人 兼 相 手 方 三 井 マ リ 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 寺 沢 勝 子 ほか

原 判 決 の 表 示

大阪高等裁判所平成19年(ネ)第2853号(平成22年3月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成 2 3 年 1 月 2 0 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鈴木 孝 明 (印)

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成 23 年 1 月 20 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鈴木孝明

